

永田町 ekioto + 運営規約

第 1 条 (名称)

当会の名称を以下の通りとする。

永田町 ekioto +

なお、英字表記は、半角表記とし、+ (プラス) の表記は全角とする。

第 2 条 (設立日)

当会の設立日を以下の通りとする

2012年4月2日

第 3 条 (所在地)

当会の所在地を埼玉県所沢市とする。

第 4 条 (会の目的)

当会は、「音と動画配信で地域活性化と明日へ挑む」ことを目的とする。

第 5 条 (定義)

本規約で用いる用語の定義は、以下の通りとする。

1. 本規約で、『運営メンバー』とは、当会の運営を主体として活動する会員のことをいう。
運営メンバーに属している会員で、紛争行為などが発生した場合、当会として、紛争解決のために介入・仲裁を行う。
2. 本規約で、『協力メンバー』とは、「当会およびそれに付随する活動において、写真や音声、情報などを提供する会員」、もしくは、「当会に所属しながら、会員独自の活動を主体とする会員」のことをいう。
協力メンバーの、当会における活動においては自己責任とする。また、協力メンバーに属している会員で、紛争行為が発生した場合、当会による介入・仲裁は原則として行わない。
3. 本規約で、『取締役会』とは、第8条で会長が定める役員による協議会のことをいう。役員構成要員については第8条第1項で規定するところによる。

第 6 条 (会員の資格)

当会の入会資格は、下記の通りとする。

1. 当会に入会できる者は、当会の目的に賛同し、本規約を承諾し、誓約書に署名した者とする。
2. 前項の規定に関わらず、以下の事項に一つでも該当する者は、会員になることはできない。
 - (1) 会員が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋、その他の反社会的勢力であると認められる者。また、その疑いがある者。
 - (2) 会員が、当会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った者。また、その行為を行う可能性がある者。
 - (3) 会員が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当会の信用を毀損し若しくは当会の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った者。また、その行為を行う可能性があるもの。
 - (4) 会員が、他の会員に迷惑を及ぼし、又は当会の活動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められる者。
 - (5) 第 15 条に定める、禁止行為を行ったことが明らかな者。
 - (6) その他、当会の業務上の都合があり、当会の会員として明らかに適さないと認められる者。
3. 当会入会後に、前項の事項に一つでも該当した場合、その事実が判明した時点で会員資格を失う。
4. 第 6 条第 2 項の規定により会員資格を喪失した者は、再入会資格を有しない。また、その旨の申出があっても再入会を認めない。ただし、相当の事由があり、全会員の承認があった場合はこの限りではない。

第 7 条 (入会方法及び退会方法)

入会方法・退会方法については、以下の通りとする。

1. 当会に入会しようとする者は、所定の方法により当会に入会願を提出することとする。
2. 当会が入会願を受理した際は、所定の入会審査を行い、審査結果を遅滞なく通知する。
3. 入会審査を通過し、会員として認める場合は、会員を認識するための識別番号を発行し、当会はこれを通知する。
4. 第 7 条第 1 項および第 2 項の規定に関わらず、当会は所定の入会願の提出を省略し入会を承認する場合がある。この場合、入会審査は通過したものとして取り扱う。ただし、第 6 条第 2 項の規定に該当する者、またはその可能性がある者についてはこの限りではない。
5. 会員は、所定の手続きを行うことにより、いつでも退会を申請することができる。
6. 会員は、所定の手続きを行うことにより、いつでも再入会を申請することができる。ただし、第 6 条第 2 項の規定に抵触する場合、もしくはその可能性がある場合はこの限りではない。

第 8 条 (役員)

1. 当会には、以下の役員を置く。
 - (1) 会 長 (1名)
 - (2) 副 会 長 (0～1名)
 - (3) 相 談 役 (0～1名)
 - (4) 執行役員 (1～2名)
2. 役員は、会員の中から選任することとする。
3. 副会長・相談役は、必ずどちらか1名を選任する。
4. 会長・副会長・相談役については、職位名の頭に「代表役員」と冠することがある。

第 9 条 (役員の仕事)

1. 会長は当会を代表し、円滑な運営に努める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故が発生した場合は会長の職務を遂行する。
3. 相談役は会全体の総合相談窓口として、各種相談に応じ、必要に応じて役員会にて助言をする。
4. 執行役員は、会の円滑な運営を行えるように、現場責任者として役員以外の会員を総括する。

第 10 条 (補佐役の選任)

1. 役員内で必要と認めるときは、補佐役を選任できる。
2. 補佐役の定員は1名以上3名までとする。
3. 補佐役の職務内容については、別に定める。

第 11 条 (監査役の選任)

1. 役員内で必要と認めるときは、外部監査役を選任することができる。
2. 外部監査役の定数は1名とし、個人・法人は一切問わない。
3. 外部監査役の職務内容および監査報酬の規定については、別に定める。

第12条（紛争行為発生時の取扱方）

当会所属の会員が、会員と第三者との間で紛争行為を発生させた場合、もしくは紛争行為に巻き込まれた場合、以下の通り取り扱う。

1. 主たる目的が写真撮影および音声収録における紛争行為
 - (1) 当会所属の会員が、活動中に、第三者から「安全を確保できない」と認定（以下、非常認定とする。）された場合、理由の如何を問わず、ただちに当該行為を見合わせる。
 - (2) 非常認定をされた場合、駅係員や警備員もしくは関係各所（以下、係員とする。）に、その事情を説明する。
 - (3) 事情説明後の活動については、係員の指示を仰ぎ、それに従うこととする。
 - (4) 非常認定をされた場合、当該事象があったことを、当日中に役員に報告する。
 - (5) 報告事項の内容および様式については別に定める。
 - (6) 係員の指示を無視し、または係員に虚偽の申告をし、もしくは正当な事由がなく説明を拒んだ場合は、当該事実を確認した日より、取締役会の指示があるまで当該会員の活動を見合わせる。また、処罰の対象とする場合もある。
2. 主たる目的が前項に該当しない場合における紛争行為
 - (1) 原則として、会長または会長が選任した事件処理責任者の指示に従い処理するものとする。
 - (2) 紛争を発生させた場合、当該会員は事実を取締役に説明する。当事者間で事情説明を行った場合も同様とする。
 - (3) 紛争解決までの間、当該会員の活動は、取締役会で定める期間内は見合わせる。ただし、事件の程度によっては、活動見合わせを指示しない場合もある。
 - (4) 示談交渉などの民事介入については専門業者へ一任することとし、当該会員が示談交渉に加わることは原則として認めない。
 - (5) 本規約で定めのない事項については、附則第3項で定めるところにより取り扱うか、取締役会で通達した内容で処理する。
3. やむを得ない事由により、取締役会への事情報告が遅延する場合は、報告期限を直近の報告可能日まで繰り下げる。ただし、報告遅延の正当な理由がある場合に限る。
4. 取締役会が認知しない、もしくは解消済みとした紛争については処理および処罰の対象としない。ただし、新たな事実の確認がとれ、処理の必要がある場合を除く。
5. 紛争行為の処理の途中経過および結果については、公衆に告知する場合がある。その場合、取締役会は、告知内容を審議のうえ、適宜行うものとする。ただし、事実関係の確認がとれていない事項は一切告知しない。また、告知までに相当の日数を設ける。

第13条（褒賞）

1. 取締役会で、褒賞すべき事項がある会員がいると判断した際は褒賞する。
2. 褒賞内容および基準は別に定める。
3. 取締役会で褒賞の決議が却下された場合でも、代表役員が特に必要と認めた場合は、「特別褒賞」を行うことができる。この場合、代表役員全員の賛成が条件とする。ただし、直近6ヶ月以内に、懲戒を受けた会員は、特別褒賞の受賞資格を有しない。

第14条（懲戒）

1. 取締役会で、懲戒すべき事項がある会員がいると判断した際は懲戒する。
2. 懲戒の内容は以下の通りとする。
 - (1) 登録消去
脱会時期を定めず、または入会時まで時期を遡り、当会の会員であった事実を消去し、脱会させる。
 - (2) 除名
脱会時期を定め、当会から脱会させる。
 - (3) 活動停止
1年以内の期間を定め、当会の活動を停止する。
 - (4) 降格
会員を異動し、将来を戒める。
 - (5) 戒告
会員を諭し、将来を戒める。
3. 懲戒するにあたらぬ、軽度のものについては訓告するか、処分しない。
4. 本条第1項に該当する会員については、処分が決定するまでの間、当該会員の活動を見合わせる旨を指示する場合がある。
5. 「降格」の処分は、協力メンバーには適用できない。
6. 取締役会は、事情によっては情状を酌量することがある。この場合、本条第2項の内容と異なる処分とする場合がある。
7. 代表役員は、緊急かつやむを得ない事由があると認められる場合、取締役会での審議を行うことなく、緊急に懲戒を行う場合がある。この場合、代表役員全員が同意し、その同意を得た時刻から60分以内に懲戒を実施する。ただし、懲戒内容が「除名」もしくは「登録消去」となる場合に限る。また、60分以内に懲戒を行えない場合、当該緊急決定は無効とし、なお懲戒が必要な場合は所定の方法で再決議を要する。

第15条（禁止行為）

当会会員は、次に掲げる行為をしてはならない。行った場合、懲戒の対象となる場合がある。

1. 法令違反となる行為。または、その可能性のある行為。
2. 公共交通機関の適正運行に支障をきたす行為。または、その可能性のある行為。
3. 正当な理由なく、取締役会で定めた内容に背く行為。
4. 第6条第2項で定めた、欠格要件に該当する行為。
5. 第12条で定めた、紛争行為の取扱方の取扱方を遵守しなかった場合。ただし、所定の取扱方では処理できない事項の場合で、そのことがやむを得ないと認められる場合を除く。
6. 会員内での宗教勧誘および宗教行為。ただし、一般に確立された方法および行為である場合を除く。
7. 悪質な金銭貸借行為。またはその疑いのある行為。

第16条（運営）

当会は、第4条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第17条（規約改正）

1. 当会の運営に規約改正が必要な場合は、取締役会で役員全員の賛成を得た上で、会員の過半数の賛成により定める。
2. ただし、改正内容が言い回しの変更などの軽微な変更の場合、取締役会での全会一致で承認し、その旨を会員に告知することで規約改正ができることとする。

附則

1. 当会の代表役員は次の会員とする。

会 長

相談役

2. 本規約は、団体名設立日である、2012年4月2日にさかのぼって施行する。
3. 本規約に定めのない事項については、日本国法および一般に確立された慣習に従うことを基本とする。

本規約の記載内容について、事実と相違ないことを、代表役員による署名捺印によって証明する。

2019年5月24日

団体名 永田町 ekioto +

会 長

相談役